

# 要求水準書

## 1 位置付け

本要求水準書は、あいづ食の陣実行委員会（以下「発注者」という。）が公募する「「あいづ食の陣」プロモーション業務」（以下「業務」という。）の遂行にあたって、業務を受託する事業者に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書に定めのないもの及び疑義があるものについては、発注者と協議して決定することとし、また、事業者の企画提案書において、この要求水準と同等以上の成果を発揮し、かつ法令・告示・通達等による基準を満たすと認められる提案がなされている部分は、事業者の企画提案書の内容を優先するものとする。

## 2 名称

「あいづ食の陣」プロモーション業務委託

## 3 業務の概要・目的

「「あいづ食の陣」プロモーション業務委託プロポーザル募集要項」を参照。

## 4 業務内容

### (1) PR する食材と期間

季節	PR 期間	テーマ食材	通年 PR 食材	サブ食材
夏	7月1日～9月30日	会津産トマト	会津清酒	—
秋	10月1日～12月31日	会津産米		会津産リンゴ (11月～12月)
冬	1月1日～3月31日	会津地鶏		会津産イチゴ (2月～3月)

### (2) 条件

- ① 「3 業務の概要・目的」を理解した上で企画を提案すること
- ② 市外からの観光客や交流人口をメインターゲットとすること  
(※なお、プロモーション内容に合わせてターゲットを絞り込んでも可)
- ③ (1)のすべての食材を均等にプロモーションすること
- ④ 原則として、発注者による作業は提案に含めないこと(例：SNS 投稿の企画だけ提示し、撮影・編集・投稿は発注者が実施する等は不可)

### (3) 期待すること

- ① 4(5)過去実績を参考としつつ、自由な発想による企画案を期待する
- ② Instagram のフォロワー数が5,000 人まで増えるような企画案を期待する
- ③ 「評価基準表」4. 企画提案内容①～⑤を参照

(4) 発注者から提供可能な素材

- ①発注者が発行するパンフレットや、保有するホームページの記事作成のために撮影した素材（過去のものも含む）
- ②その他、イベント開催等に伴い作成したチラシのデータ等
- ③過去に発注者側で収集したユーザーデータ（デジタルスタンプラリー応募者の属性やイベントを知った経緯など）等

(5) 過去実績（括弧は実施者）

- ①Instagram 及び Facebook の運用（発注者）
- ②YouTube の撮影・投稿（外部委託）
- ③公式 HP での周知（発注者（記事作成は一部外部委託））
- ④英語パンフレットの作成（外部発注）
- ⑤テーマ食材の収穫体験ツアーの開催（発注者）
- ⑥フリーペーパーや雑誌等への広告掲載（外部発注）
- ⑦高速バスシートポケットへのパンフレット掲示（外部発注）
- ⑧高速道路 SA へのパンフレット掲示（外部発注）
- ⑨デジタルスタンプラリーの開催（発注者）

(6) 令和8年度に発注者側で行うプロモーション（以下内容は提案に含めないこと）

- ①テーマ食材及びサブ食材ごとの（日本語の）パンフレットの作成
- ②作成したパンフレットを県内外の観光施設や宿泊施設等へ掲示
- ③新聞各社への広告掲載
- ④市内で実施する各種イベントへの出展

6. 成果品

(1) 分析レポート

4(1) の食材ごと、プロモーション業務終了後（計6回）に、プロモーションの成果を数値的に示した分析レポートを提出すること

(2) CD-ROM

SNS 広告等を掲出する場合は、4(1) の食材ごと、プロモーション業務終了後（計6回）に、成果品として広告データを CD-ROM に記録して1部提出すること

7. 納入場所

あいづ食の陣実行委員会事務局（会津若松市役所農政課内）

8. その他

- (1) この要求水準書は、大要を示すものであり、ここに明記されていない事項であっても、当該業務に関連すると判断され、発注者が必要と認めたものについては、協議のうえ誠実に履行すること。

- (2) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、受注者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (4) 成果品や電子データ、投稿内容等、本契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 写真、画像、イラスト等のデータ使用にあたっては、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう注意すること。
- (6) 画像データについて、発注者が転用する場合に提供元の承諾等が必要なものがある場合は、それが分かる資料を納品時に提出すること。
- (7) SNS の運用においては、投稿前に発注者の承認を必須とし、以下の行為を禁止とする。
  - ・虚偽情報の投稿
  - ・誹謗中傷
  - ・不適切なコメント
  - ・ステルスマーケティング
  - ・ID/パスワードの第三者への共有
- (8) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。